

## Q&A選挙運動

### Q1: インターネットを使った選挙運動は、どんなことができますか？

- ⇒ 1 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能ですが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- 2 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能です。
- ・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことで、
  - ・選挙運動は、公(告)示日から投票日の前日までしか行うことができません。
  - ・18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

### Q2: ポスター掲示場の候補者の順序と、選挙公報の掲載順序や投票記載場所の氏名掲示の掲載順序が同一でないのは、なぜですか。

- ⇒ ご質問の掲載順序は、公職選挙法など関係法令等の規定があります。
- (1) ポスター掲示場のポスターの順序は、立候補届の受理順により定めます。
  - (2) 選挙公報の掲載順序は、掲載文の申請があった候補者等を通じて選挙管理委員会が「くじ」で定めます。
  - (3) 投票記載場所の氏名掲示の掲載順序は、すべての候補者等を通じて選挙管理委員会が「くじ」で定めます。

このように、公職選挙法がさまざまな場面で「くじ」の制度を採用しているのは、選挙の公平・公正を担保するためであり、このほかにも、開票立会人の決定のくじ(※人数制限や政党制限があります。)や、得票数が同数の場合の当選人決定のくじなどの制度もあります。

### Q3: 投票記載場所の氏名掲示の掲載順序が区で違うのは、なぜですか。

- ⇒ 投票記載場所の氏名掲示の掲載順序は、公職選挙法で、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに「くじ」で定めると規定されています。神戸市においては、すべての候補者等を通じて区選挙管理委員会が「くじ」で定めます。

### Q4: 選挙運動用自動車のスピーカーの音量の規制があるのですか？

- ⇒ 選挙運動は、公職選挙法により期間や方法などが限定されています。期間は、立候補の届け出が受理されてから投票日の前日までの間行うことができます。選挙運動用自動車から拡声器を使用して名前を連呼することは、選挙期間中において午前8時から午後8時の間選挙運動として認められている行為で、音量に対する規制は、公職選挙法では特に定めていません。(学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならないとされています。)

### Q5: 選挙違反の連座制って何ですか？

- ⇒ 当選した候補者自身がその選挙の選挙違反で有罪になったときは、原則的に当選は無効となります。これと同じように、選挙運動の総括主宰者や候補者の親族・秘書など一定の関係にあるものが買収等の罪を犯し刑に処せられた場合は、たとえ候補者等が関わっていなくても、当選は無効となり、さらに5年間、同じ選挙区から立候補できません。これを「連座制」といいます。